

岐阜県農業水利施設管理強化事業実施要綱

平成27年3月23日付け

農整第977号

最終改正 平成30年 3月22日付け

農整第914号

第1 趣旨

- 1 農業水利施設の適切な維持管理は管理者自らが行うべきものではあるが、農村環境の変化、施設の高度化、専門的な知識を有する人材の不足など、必ずしも適切な管理が行われていない実情がある。
- 2 近年の頻発する自然災害への対応や施設の長寿命化に向けた計画を実施するうえで、「農業用排水機場」や「頭首工」など特に損壊による湛水被害等が生ずる恐れのある基幹的農業水利施設について、これまで以上に的確な”施設安全度”の把握が必要となってきた。
- 3 保全計画を既に策定済みの施設については、日常点検データの蓄積や経年劣化の程度判定による保全計画の時点修正・見直しを行い、適時適切な施設の長寿命化への対応が必要となってきた。

第2 事業の内容

- 1 管理保全型
 - ア 施設の予防保全のための定期的な点検管理
 - イ 施設の操作、管理保全点検にあたっての専門的指導
- 2 予防保全型
日常管理の点検結果等のデータ蓄積（施設監視）による機能保全計画の時点修正・見直し

第3 対象となる施設

- 1 管理保全型
農業用排水機場、頭首工
- 2 予防保全型
既に保全計画策定済の農業用水利施設

第4 事業計画書

岐阜県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」という。）は、本事業を実施しようとするときは別記様式1により事業採択申請書を作成し、岐阜県知事に提出するものとする。

第5 事業採択及び通知

- 1 岐阜県知事は、県土連から事業を実施したい旨の申請があり、第4の規定により作成された事業計画書を審査のうえ、これを適当であると認められた場合において採択し、これを補助事業者に別記様式2により通知するものとする。
- 2 事業採択申請書は事業を行おうとする年度の前年度の2月末までに提出するものとする。

第6 事業実施の細部運用

事業の実施にあたっての細部については、第2の1に定める事業においては別紙1に掲げる要件により、第2の2に定める事業においては「農業水利施設の機能保全の手引き（農林水産省）」により運用するものとする。

第7 資金拠出約款の作成

- 1 県土連は、資金拠出約款を作成し、岐阜県知事の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 資金拠出約款には、次の事項を定めるものとする。
 - (1) 資金拠出申込適格
 - (2) 拠出金の納付時期
 - (3) 拠出金の使途
 - (4) その他必要な事項

第8 資金造成のための拠出

- 1 県土連は農業水利施設管理強化事業資金(以下「資金」という)を事業費として、土地改良区等(以下「管理者」という)が管理する第3に掲げる施設に対し事業を行うものとする。
- 2 資金は、県土連が造成するものとし、土地改良区等からの拠出金及び岐阜県の補助金をもってその財源とするものとする。
- 3 管理者は当該年度の5月末日までに県土連に対し資金を拠出するものとする。

第9 交付申請手続等

県土連は事業を実施しようとする年度の5月末日までに交付申請を岐阜県知事に提出するものとする。

第10 岐阜県の助成等

岐阜県は、県土連に対し、本事業に要する経費について、その2分の1以内を毎年度、予算の範囲内において補助するものとする。

第11 対象となる経費

ア 管理保全型

定期点検として行う電気設備の操作盤の点検、除塵機の動作確認、操作盤の点検、ポンプ設備を含めた施設全般の目視、動作確認による点検、出水期前の動作確認にかかる経費。整備費、修繕費は対象としない。

イ 予防保全型

既に保全計画を策定済の施設で、計画の見直しにかかる経費を対象とする。

第12 その他

- 1 この要綱に定める補助金の交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年2月23日付け岐阜県規則第8号）、岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱（平成18年4月3日付け農計第24号農政部長通知）及び岐阜県農業農村整備事業関係補助金交付事務取扱要領（平成18年4月1日付け農整第40号農政部長通知）による。
- 2 平成27年度における事業採択申請書の提出期限は第5の2の規定に関わらず、平成27年4月末日とする。
- 3 平成27年度における補助金交付申請書は第9の規定に関わらず、平成27年7月末日とする。

附 則

この要綱は、平成27年度分の予算に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度分の予算に係る事業から適用する。

別記様式 1

~~平成27年度~~ 農業水利施設管理強化事業 採択申請書

第 号
平成 年 月 日

岐阜県知事 殿

事業実施主体の代表者名

下記のとおり事業を実施したいので、農業水利施設管理強化事業実施要綱（平成27年 月 日付け農整第977号）第4に基づき、添付書類を添えて申請します。

記

施設数	事業費	補助額	備考
	円	円	

(添付書類)

農業水利施設管理強化事業計画書

点検計画表

事業実施地区位置図（5万分の1の図面）

農業水利施設管理強化事業計画書

1. 管理保全型

種別	施設数	事業費	補助額	備考
農業用排水機場		円	円	
農業用頭首工		円	円	
計		円	円	

2. 予防保全型

種別	施設数	事業費	補助額	備考
農業用排水機場		円	円	
農業用頭首工		円	円	
計		円	円	

3. 施設別事業計画

番号	施設名	規模		事業費	補助額	備考
		ポンプロ径	出力			
合計						

備考欄には施設管理者を記載する。

~~平成27年度~~農業水利施設管理強化事業 採択通知書

第 号
平成 年 月 日

事業実施主体の代表者名 殿

岐阜県知事 古 田 肇

平成 年 月 日付け 号で申請のあった農業水利施設管理強化事業について下記のとおり採択されたので、農業水利施設管理強化事業実施要綱（平成27年 月 日付け農整第 号）第5に基づき、通知します。

記

事業実施主体名	事業の内容	事業費	補助額	備考
		円	円	